

んがみ、食品の安全安心の確保は、このために必要な措置が食品供給行程の各段階において適切に講じられることにより、行わなければならない。

3 食品の安全安心の確保は、このために必要な措置が食品の安全安心の確保に関する県民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づいて講じられることによって、食品を摂取することによる県民の健康への悪影響が未然に防止されるようにすることを旨として、行われなければならない。

4 食品の安全安心の確保は、このために必要な措置が県民の必要とする食品の安全安心に関する情報を県民に対し十分に提供するように講じられることによって、県民の食品に対する安心感が確保されるようにすることを旨として、行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食品の安全安心の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(食品関連事業者の責務)

第5条 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、自らが食品の安全安心の確保について第一義的責任を有していることを認識して、食品の安全安心を確保するために必要な措置を食品供給行程の各段階において適切に講ずる責務を有する。

2 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る食品等の安全安心の確保に関する正確な情報の提供に努めなければならない。

3 食品関連事業者は、前項に規定する情報の提供に資するため、その事業活動に係る必要な情報の記録及び保存に努めなければならない。

4 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、県が実施する食品の安全安心の確保に関する施策に協力する責務を有する。

(県民の役割)

第6条 県民は、食品の安全安心の確保に関する知識と理解を深めるとともに、食品の安全安心の確保に関する施策について意見を表明するように努めることによって、食品の安全安心の確保に積極的な役割を果たすものとする。

第2章 食品の安全安心の確保に関する基本的施策

(推進計画の策定及び公表)

第7条 知事は、食品の安全安心の確保に関する施策を総合的に推進するため、食品の安全安心の確保に関する推進計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 食品の安全安心の確保に関する基本的な事項

(2) 食品の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、推進計画を定めるに当たっては、広く県民、食品関連事業者、学識経験者等の意見を聴取し、その意見が反映されるよう十分配慮するものとする。

4 知事は、推進計画を定めるに当たっては、推進計画に定める施策が環境に及ぼす影響に十分配慮するものとする。

5 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。

6 前3項の規定は、推進計画の変更について準用する。

7 知事は、毎年度、推進計画に基づいて実施した施策の実施状況を公表するものとする。
(体制の整備等)

第8条 県は、食品の安全安心の確保に関する施策を総合的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

2 県は、食品の安全安心に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生防止に関する体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

3 県は、緊急の事態における対処について、あらかじめその具体的な手順を定めなければならない。

(市町村との連携等)

第9条 県は、食品の安全安心の確保に関する施策を地域の実情に応じて効果的に実施するため、市町村との密接な連携を図るものとする。

2 県は、食品の安全安心の確保を図るため必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(県民等の意見の反映)

第10条 知事は、推進計画に基づき実施している食品の安全安心の確保に関する施策又は実施した食品の安全安心の確保に関する施策の実施方法又は実施結果について広く県民の意見を求め、及び当該施策の実施方法その他必要な事項に関し県民、食品関連事業者、学識経験者その他関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るための措置を講じなければならない。

(調査研究の推進)

第11条 県は、食品の安全安心の確保に関する施策を、科学的かつ合理的に実施するための調査研究を推進するものとする。

(情報の収集及び活用)

第12条 県は、食品の安全安心の確保のために必要な措置の適切かつ有効な実施を図るため、食品の安全安心の確保に関する情報の収集、整理及び活用に努めるものとする。

2 県は、前項の規定に基づき収集した情報及びその他の食品の安全安心に関する情報について、必要に応じ県民及び食品関連事業者並びに国及び他の地方公共団体に提供するものとする。

(食品供給行程における指導等)

第13条 県は、食品の安全安心の確保のために必要な措置が食品供給行程の各段階において適切に講じられるようにするため、国の機関その他関係団体との密接な連携の下に、食品関連事業者に対し指導その他必要な措置を講ずるものとする。

(表示制度の適切な運用の確保)

第14条 県は、食品の表示の制度が食品の安全安心の確保に重要な役割を果たしていることを踏まえ、当該制度が適切に運用され、県民の食品の安全安心を確保することができるよう効果的な指導その他必要な措置を講ずるものとする。

(自主管理体制整備に関する指導及び助言)

第15条 県は、食品関連事業者が食品の安全安心の確保のために必要となる自主管理体制を整備する取組に関し指導し、及び助言するものとする。

(食品の安全安心の確保に関する教育、学習等)